

就学援助制度 就学準備費の申請について

[令和 9 年度小学校・義務教育学校入学者用(令和 8 年度就学援助事業)]

みどり市では、令和 9 年度に小学校・義務教育学校に入学されるお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者を対象に入学にかかる学用品等の購入費用の一部を援助します。申請を希望される方は、下記の内容を御覧の上、申請書類を提出してください。

1. 援助の対象となる方

以下の条件に全て該当する方が対象となります。

- ・みどり市内に住所を有する方
- ・申請書類を受付期間内にみどり市教育委員会又はお子様が通学するみどり市立小学校・義務教育学校へ提出された方
- ・お子様が令和9年4月に小学校・義務教育学校に入学される方
- ・「令和8年度就学援助制度」の認定基準に該当する方

【注】次のいずれかに該当する場合は、就学準備費の入学前支給の対象にはなりません。

- ①みどり市に住所がない又は令和9年3月末日以前にみどり市以外に転出される方
- ②生活保護費を受給している場合

注意

※就学準備費の入学前支給を受けたが、上記①～②に該当する場合は返還していただきますので、該当する可能性がある方は、申請をお控えください。

2. 提出書類・申請書配布場所・受付期間・提出先

申請を希望される方は必要事項を記入の上、受付期間内にみどり市教育委員会学校教育課又はお子様が通学するみどり市立小学校・義務教育学校へ提出してください。

提出書類

- a. 令和 8 年度児童生徒就学援助費(就学準備費)受給申請書(1 世帯 1 枚)
- b. 令和 8 年度の所得課税証明書(所得のある方全員分)… **R8.1.1 現在、住所が市外の方のみ**
- c. 口座振込依頼書
- d. 受給申請書に記載のその他の必要書類

※注意事項

- ・記入内容を訂正する場合は修正液や修正テープは使用せず、訂正箇所にも二重線を引いてください。

申請書配布場所

配布場所：みどり市教育委員会学校教育課、みどり市ホームページ

受付期間

令和8年9月9日（水） ～ 令和8年 11 月 30 日（月）午後 5 時まで

提出先

- ◆新小学1年生のみの世帯 ⇒ みどり市教育委員会学校教育課へ提出 ※郵送可(住所は裏面を参照)
- ◆新小学 1 年生と新中学 1 年生がいる世帯 ⇒ お子様が通学する小学校・義務教育学校へ提出

～裏面も御確認ください～

3. 援助内容

就学準備費として68,690円を令和9年2月10日(水)(予定)に振込依頼書記載の指定口座へ振り込みます。
※ただし、1.【注】のとおり対象にはならない場合がありますので、申請の際は御注意ください。

4. 世帯の所得基準額(所得の限度額)の参考例

「就学準備費」の審査で用いる基準は「令和8年度就学援助制度」の基準となります。
認定になるかどうかの目安は以下の表を参考にしてください。

ただし、あくまで目安であり、世帯の年齢構成や就学児童生徒の有無等により上下します。また、世帯構成も目安ですので、総所得金額が表の目安金額以下であっても、認定にならない場合がありますので、御了承ください。

世帯人数	世帯構成(例)	目安となる年間 総所得金額(円)
2人世帯	20～40歳1人・小学生1人	1,700,000円
3人世帯	20～40歳1人・小学生1人・中学生1人	2,350,000円
3人世帯	20～40歳1人・41歳～59歳1人・小学生1人	2,270,000円
4人世帯	20～40歳1人・41歳～59歳1人・中学生1人・高校生1人	2,950,000円
4人世帯	20～40歳2人・小学生1人・中学生1人	2,900,000円
5人世帯	20～40歳1人・41～59歳1人・小学生1人・中学生1人・70歳以上1人	3,300,000円

※年間総所得は、保護者(申請者)と生計を一にする方全員の所得額の合計です。

※世帯人数は、同じ世帯に住民登録されている人数です。

※年齢は、令和8年4月1日現在の年齢とします。

5. 「就学準備費」の支給について

- 就学準備費を受給できるのは「入学する前年度」と「入学年度」のどちらか一方のみとなります。このため今回、就学準備費の支給を受けた方は入学後の「就学準備費」は受給できません。
- 今回、就学準備費の申請をされない方が、「令和9年度就学援助制度」の申請をし、4月から認定となった場合は、入学後の8月頃に「就学準備費」を支給します。

6. 「令和9年度就学援助制度」について

- 今回の「就学準備費」の支給とは別に、入学後にその他費目が援助される「令和9年度就学援助制度」があります。申請を希望する場合には、今回の「就学準備費」の支給を受けた場合でも入学後に改めて申請が必要になります。
- 「令和9年度就学援助制度」では新年度の審査基準を用いますので、審査結果が変わる場合があります。今回の審査結果が否認定であっても、「令和9年度就学援助制度」で認定を受けた場合には、「就学準備費」として、同様の費用を支給いたします。
反対に、今回の審査結果が認定であっても、所得等の状況により「令和9年度就学援助制度」の審査結果が否認定になる場合があります。

問合せ先

みどり市教育委員会学校教育課 学事係

〒376-0101

住所：みどり市大間々町大間々235番地6 みどり市役所教育庁舎

Tel：0277-76-9845 Fax：0277-76-1954